

項 目	審 査 基 準
財産処分の認可	<p>①施行規則第13条（必要書類）及び第22条第1項（市町村長の経由）の規定に適合していること。</p> <p>②財産処分の方法が法第54条第3項（残余財産は商工会又は類似の公益目的を有する法人その他の団体に帰属させなければならない。）に適合しているとともにその他法令に反しないこと。</p>
財産処分方法の認可	<p>①施行規則第13条（必要書類）及び第22条第1項（市町村長の経由）の規定に適合していること。</p> <p>②財産処分の方法を定めるにあたって、総会の議決が行われていない期間及びその理由又はすることができない理由及び今後の見通し</p> <p>③財産処分の方法が法第54条第3項に適合しているとともにその他法令に反しないこと。</p>

※ 以上の審査基準は商工会連合会の同じ項目について準用する。